

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月5日 03時03分ごろ
発生場所	鹿児島県 ^{おきのえらぶ} 沖永良部島南東方沖 国頭岬 ^{くにがみ} 灯台から真方位148°21.2海里付近 (概位 北緯27°08.0′ 東経128°55.4′)
事故の概要	貨物船 ^{シーエスシー} C S C ZHONG HAIは、南西進中、また、漁船 ^{こうよう} 第八光洋丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 C S C ZHONG HAI（中華人民共和国香港特別行政区籍）、 9,873トン 9309863（IMO番号）、MOON SEA Co. Ltd B 漁船 第八光洋丸、4.99トン KG3-36784（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 不詳 B 右舷船首部及び右舷船尾部のブルワークに亀裂等
気象・海象	気象：天気 霧、風向 西、風速 約1m/s、視界 不良 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか20人（中華人民共和国籍18人、バングラデシュ人民共和国籍2人）が乗り組み、約10ノットの対地速力で南西進中、B船と衝突した。 B 船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、漁場において操業を終えた後、白色全周灯及び回転灯を点灯させて漂泊を開始し、船長B及び甲板員が船内で仮眠をとっていたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、霧により視界が制限された状況下、南西進中、前路で漂泊中のB船と衝突したものと考えられるが、A船の乗組員から情報を得ることができなかつたため、B船と衝突した状況を明らかにすることはできなかつた。 B 船は、漂泊中、船長B及び甲板員が仮眠をとっていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、霧により視界が制限された状況下、A船が南西進中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 視界制限状態の海域において航行又は漂泊する場合、あらゆる手段を用いて適切な見張りを行うこと。
- ・ 漂泊中、休憩や仮眠をとる場合、交替で休憩をとるなどして継続的な見張りを行うこと。